埼玉県社会福祉総合センター指定管理者候補者の選定結果について

埼玉県福祉部社会福祉課

令和2年7月7日から募集を開始した埼玉県社会福祉総合センターの指定管理者については、 埼玉県議会12月定例会の議決を経て指定しました。

つきましては、指定管理者候補者の選定に当たっての経緯等について公表いたします。

1 埼玉県社会福祉総合センター指定管理者について

指定管理者: 社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷4丁目2番65号 理事長 山口 宏樹

2 指定の期間について

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで(5年間)

3 応募の状況について

(1) 現地説明会への参加団体数

参加希望団体がなかったため未実施

(2) 応募申請団体数

- ・令和2年8月31日締切り 1団体
- ・申請団体の内訳

社会福祉法人 1団体

4 指定管理者候補者の選定について

(1)選定基準

- 1 審査基準
 - ① 県民の平等な社会福祉総合センターの利用を確保することができること。
 - ② 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に社会福祉総合センターの運営を行うことができること。
 - ③ 社会福祉総合センターの設置の目的を効果的に達成し、効率的な運営を行うことができること。
 - ④ 指定管理業務を安定して行う経営基盤を有していること。
 - ⑤ 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること。

2 審查項目

- ① 県が設置する公の施設としての役割を担うことができるか。
- ② 彩の国すこやかプラザの管理に関する事業計画について、安定的な経営のため、適正、 妥当な計画となっているか。
- ③ 福祉研修センターに関する事業計画について、研修を実施するに当たっての方針が示されており、事業の目的に照らして適切であるか。
- ④ 福祉情報センターに関する事業計画について、目的達成に向けた方針が示されており、 事業の目的に照らして適切であるか。

- ⑤ 介護すまいる館に関する事業計画について、目的達成に向けた方針が示されており、 事業の目的に照らして適切であるか。
- ⑥ 5年間の中期収支計画について、効率的な運営、事業の工夫により適正であるか。
- ⑦ 財政基盤について、過去3か年の決算状況は健全か。

(2)選定委員会の委員

氏 名		職業等	
伊藤	善典	埼玉県立大学教授	
小川	千恵子	公認会計士	
竹嶋	紘	埼玉県社会福祉士会副会長	
沢辺	範男	埼玉県福祉部副部長	
西村	朗	埼玉県福祉部福祉政策課長	

(3)第1次審査について

審査基準に基づき、資格・書類審査を実施しました。

○ 審査結果

応募者1団体を第2次審査対象団体としました。

【第2次審査対象の団体内訳】

社会福祉法人 1団体

(4)第2次審査について

プレゼンテーション及び選定委員によるヒアリング等による審査を実施しました。

〇 審査結果

	審査項目(配点)		採点結果
1	県が設置する公の施設としての役割を担うこと ができるか。	100 点	81 点
2	彩の国すこやかプラザの管理に関する事業計画 について、安定的な経営のため、適正、妥当な計 画となっているか。	75 点	59 点
3	福祉研修センターに関する事業計画について、研修を実施するに当たっての方針が示されており、 事業の目的に照らして適切であるか。	75 点	63 点
4	福祉情報センターに関する事業計画について、目 的達成に向けた方針が示されており、事業の目的 に照らして適切であるか。	75 点	52 点
5	介護すまいる館に関する事業計画について、目的 達成に向けた方針が示されており、事業の目的に 照らして適切であるか。	75 点	56 点
6	5年間の中期収支計画について、効率的な運営、 事業の工夫により適正であるか。	50 点	36 点
7	財政基盤について、過去3か年の決算状況は健全か。	50 点	40 点
	合 計 点	500 点	387 点

※各委員100点満点で5名、500点満点で実施。

○ 社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会の選定理由

- ・ 福祉関係者との幅広いネットワークにより、施設の設置目的である「県民 の社会福祉に関する活動の支援等」が可能であること。
- ・ 施設開設以来数多くの研修を手掛け、民生委員・児童委員や福祉施設職員 のニーズを捉えた効果的な研修の企画が可能であること。
- ・ 貸会議室へのインターネット環境の整備やウェブ研修の実施など、利用者・ 研修参加者に配慮した新たな取組が提案されていること。

○ (参考) 選定委員の主な質疑

質疑	回 答			
施設の老朽化に伴い大規	従前どおり100万円以下の修繕については指定			
模修繕が増えてくると思	管理者で適宜対応していく。それ以上の大規模な修			
われるが、指定管理者と	繕については、県と協議して作成している長期保全			
してどのように考えてい	計画に基づいて適切に対応していく。			
るか。				
介護すまいる館での相談	相談方法については、8割強は来館して対面での			
方法・内容はどのような	相談であるが、電話相談も受け付けている。内容に			
ものか。	ついては、車いす、靴、シルバーカー、入浴につい			
	ての相談が特に多くなっている。			

5 社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会の提案の概要

- ① 基本方針
 - ・現在の福祉課題を意識しながらセンターの目的達成のために必要な事業や施設運営を 実施
- ② サービス向上策
 - ・新しい生活様式スタイルを考慮した研修の実施
 - ・利用料金・参加費等の電子決済の検討
 - ・介護ロボットの展示の充実
- ③ 業務体制、人員配置
 - · 責任者+担当職員14名
- ④ 個人情報の取扱い
 - ・埼玉県社会福祉協議会個人情報保護規程等に沿った適正な取扱い
 - ・USBメモリの適正利用・保管、パスワードの設定
- ⑤ 危機管理体制
 - ・防犯マニュアル、消防計画、防災管理マニュアル等の整備
 - ・入居団体との緊急連絡体制の構築
- ⑥ 環境への配慮
 - ・昼光・人感センサーの採用
 - ・太陽熱、雨水、工業用水の利用
 - ・長寿命備品への入替